

令和9年度 霧島市奨学生募集要項

令和8年8月4日作成

令和8年8月19日改定

令和8年9月10日改定(赤字部分)

1 応募資格

- (1) 霧島市内に居住する者の子であること（令和9年4月1日現在）
- (2) 高校等¹、大学等²、大学院に在学・進学（令和9年4月入学予定者を含む。）している者
- (3) 人物が優秀で、学習意欲（芸術・スポーツを含む。）が旺盛であり、修学困難と認められる者
- (4) 生計維持者の1年間の収入に基づく貸与額算定基準額が基準額以下の者
- (5) 市税等に滞納がない者

※（独）日本学生支援機構、（公財）鹿児島県育英財団または、その他の機関の奨学金と併せて応募することは可能ですが、本市奨学生に採用され奨学資金の貸与を受ける場合は、原則、本市以外の奨学金との併用はできません。

ただし、（独）日本学生支援機構の高等教育の修学支援新制度（授業料等減免（多子世帯に対する大学等の無償化を含む）・給付型奨学金）については、一部の額を併用できる場合がありますので、制度を活用する予定の方は申込前にご相談ください。

※（公財）鹿児島県育英財団の実施する大学等入学時奨学金は、併用可能です。

2 貸与月額

「（別紙1）霧島市奨学資金貸与額及び返還について」のとおり

※ 修学期間中に次の事案が発生した場合は、貸与月額の変更や貸与の休止が生じる場合がありますので、教育委員会へ必ず届け出てください。

- (1) 自宅外通学から自宅通学へ変更となる場合（変更となる前の月内に届け出てください。）
- (2) 他奨学金の給付・貸与または授業料免除を受ける場合（申請時点で届け出てください。）

3 貸与期間

- (1) 貸与期間は、決定した貸与開始月から、貸与を受けている者が学校を卒業するまでの正規の修業期間です。
- (2) 奨学生に退学・辞退等の異動が生じた場合は、その異動事由が発生した月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日が属する月）から貸与を停止します。

4 募集期間

令和8年9月1日(火)から令和8年10月30日(金)まで（※郵送、オンライン申請可・必着）

オンライン申請はこちら→



5 選考の方法

書類審査（世帯の貸与額算定基準額、世帯の市税・奨学資金・学校給食費・市営住宅使用料・保育料等の滞納の有無など）の上、予算の範囲内において、奨学生選考委員会で選考します。

¹ 高校等とは、学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援学校の高等部、修業年限3年以上の専修学校の高等課程を指します。

² 大学等とは、学校教育法に規定する高等学校等の専攻科、専修学校の専門課程、短期大学または大学並びに一部の短期大学校・大学校を指します。（不明の場合は、事前に問合せ先までご確認ください。）

6 選考結果

令和9年1月下旬までに通知します。

なお、在学校から進路指導に活用するために照会がある場合、選考結果を提供する場合があります。

7 提出書類

③の書類については、発行可能日によって様式が異なりますので、ご注意ください。

	番号	書類の種類	備考	交付場所
提出 必須 書類	①	奨学資金貸与願書（第1号様式）	用紙は、市 HP からダウンロードしてください	学 校
	②	奨学生推薦調書（第2号様式）	用紙は、市 HP からダウンロードし、現在在学している学校へ作成を依頼してください	
		中学校に在学	第2号様式の作成を学校へ依頼	
		高校等に在学	奨学生推薦調書に代えて、学校独自の様式で作成した「調査書」を提出することも可能です	
		大学等に在学	奨学生推薦調書に代えて、学校独自の様式で作成した「成績証明書」を提出することも可能です	
	③	ア. 所得課税証明書 (生計維持者分で最新のもの) 発行可能日：令和8年9月23日 (水) まで	1. 生計維持者の該当者については、別紙2「生計維持者について」をご確認ください 2. <u>市町村民税調整控除額</u> が記載されているもの	※1
		イ. 課税証明書 (生計維持者分で最新のもの) 発行可能日：令和8年9月24日 (木) 以降	1. 生計維持者の該当者については、別紙2「生計維持者について」をご確認ください 2. <u>全項目</u> が記載されているもの	※2
該 当 者	④	合格通知書の写し (在学生は在学証明書)	提出期限時点で進学先が決まっていない場合、進学先決定後、速やかに提出してください	学 校
	⑤	住民票謄本 (同一生計で本市外居住者分)	本籍地・続柄の記載がありマイナンバーの記載がないもの	※3
	⑥	奨学資金採用誓約書	連帯保証人の押印については、実印（印鑑登録済みの印鑑）を使用してください	※4
	⑦	印鑑登録証明書	連帯保証人（保護者）及び連帯保証人（保護者以外）	
	⑧	アパート等の契約書	自宅外通学の場合のみ 住居の契約後、速やかに提出してください	

※1 ③のア. は、本庁、隼人市民サービスセンター、各総合支所、コアよか、福山市民サービスセンターのいずれかの窓口で交付を受けてください。

※2 ③のイ. は、以下で交付・発行してください。

・令和8年9月24日（木）以降：本庁、隼人市民サービスセンター、各総合支所、コアよか、福山市民サービスセンターのいずれかの窓口

・令和8年10月2日（金）以降：上記の窓口またはコンビニエンスストア

※3 ⑤について、本市内で別居の場合は、不要です。

※4 ⑥、⑦については、予約奨学生の内定後（選考結果通知後）に提出が必要です。

8 奨学資金採用誓約書における極度額について

「奨学資金採用誓約書」裏面の連帯保証人署名欄の上に、「極度額」が記載されています。

この極度額とは、奨学資金の借入れが個人根保証契約（一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約）に属するため、契約時に定めを要する借入れの利用上限に当たります。

貸与願書提出時には貸与総額が確定していないため、印字されている極度額は、想定される最大貸与額となっており、高校・高専、及び大学等の貸与月額（別紙1参照）の最大額に、在学期間（高校3年、高専5年、大学等4～6年、大学院（修士課程）2年、大学院（博士課程）3年としています。）を乗じて設定しています。

なお、実際の貸与総額は、貸与終了後に提出する借用証書に記載されることになります。

9 奨学資金の交付

奨学資金は奨学生または奨学生の委任により保護者に交付します。

※ 奨学生は、貸与を受けている間、毎年、学年末までに在学証明書を提出する必要があります。

10 奨学資金の返還

- (1) 奨学資金は貸与制（無利子）で、貸与終了後に借用証書及びその他関係書類を提出する必要があります。
- (2) 返還の開始時期は、卒業日の翌月から起算して1年後からです。
- (3) 返還期間は「（別紙1）霧島市奨学資金貸与額及び返還について」のとおりです。
- (4) 返還の方法は、原則として口座振替（納付書払いは要相談）による納入になり、年賦は毎年12月末日、半年賦は毎年前期が6月末日、後期が12月末日、月賦は毎月末日までを納期限としています。
- (5) 申し出により、その全額または一部を繰り上げて返還することができます。
- (6) 奨学生だった者及び連帯保証人（保護者）による返還が滞る場合は、連帯保証人（保護者以外）へ請求します。なお、連帯保証人（保護者以外）も、分別の利益はなく、奨学生だった者（主たる債務者）と同等の全額（100%）について返還の連帯責任を負うことになります。

11 「霧島ふるさと愛」若者応援事業

高等専門学校、大学等または大学院の市奨学資金の貸与を受けた方の返還支援制度です。詳細は、別紙3をご確認ください。

※高等専門学校を除く高校等は対象外です。

12 大学入学資金の給付（京セラ福祉基金）

令和9年度霧島市奨学生に応募された方（大学のみ）を対象として、京セラ福祉基金活用協議会から、大学の入学金に充てるための入学資金の給付を受けられる場合があります。

詳細は、別途案内「大学の入学資金を給付します」をご確認ください。

【提出先及び問合せ先】

- 〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45-1
霧島市教育委員会 教育総務課 教育政策グループ（本庁別館3階）0995-45-5111（内線3622）
- 各総合支所（溝辺・横川・牧園・霧島・福山）： 地域振興課 地域振興・教育グループ